

日医発第 2282 号(健Ⅱ)

令和 5 年 3 月 9 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

渡 辺 弘 司

(公 印 省 略)

妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について

今般、令和 2 年 4 月および令和 4 年 4 月現在の各自治体における妊婦健康診査の公費負担の状況について調査結果が取りまとめられ、厚生労働省子ども家庭局母子保健課より各都道府県等母子保健主管部(局)長宛通知がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

妊婦健康診査につきましては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するうえで、自治体における公費負担の一層の充実が図られるよう求められております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、引き続き妊婦健康診査の円滑な実施に向け、郡市区医師会ならびに会員への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和5年3月7日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について

母子保健行政の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいております。深く感謝いたします。

さて、令和2年4月および令和4年4月現在の各自治体における妊婦健康診査の公費負担の状況について調査を行い、その結果について別添のとおり、各都道府県、保健所設置市、特別区あてに送付したところです。

つきましては、貴会におかれましても、今後とも妊婦健康診査の充実及び円滑な実施に御協力いただきますよう、貴会会員に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
令和5年3月7日

都道府県  
各保健所設置市 母子保健主管部（局）長 殿  
特別区

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

### 妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査結果について

母子保健行政の推進については、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性、必要性が一層高まっています。

妊婦健康診査に係る公費負担については、平成25年度より、安心・安全な出産のために必要とされる受診回数（14回程度）に係る検査費用について、地方財政措置が講じられています。また、平成27年4月より、妊婦健康診査を子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号。以下「望ましい基準」という）において、その実施時期、回数及び内容等を定めているところです。

今般、令和2年4月および令和4年4月における各市区町村の妊婦健康診査の公費負担の状況について調査結果を取りまとめました。

各市区町村においては、望ましい基準に定める検査項目の全てについて、公費負担の対象となるよう、取組の推進をお願いします。

また、都道府県においては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減のため、妊婦健康診査に係る公費負担の一層の充実が図られるよう管内市区町村（保健所設置市・特別区を除く）への周知徹底をお願いします。

(別添1)

## ○妊婦健康診査の公費負担の状況について(令和4年4月1日現在)

### 1. 公費負担回数

全市区町村(1,741市区町村)で14回以上助成

[令和2年4月時点 全市区町村(1,741市区町村)で14回以上助成]

### 2. 妊婦1人当たりの公費負担額の状況(詳細は別紙1のとおり)

全国平均 107,792円

(注)公費負担額が明示されていない96市区町村を除く1,645市区町村について集計。

[令和2年4月時点 106,211円(1,660市区町村)]

	<市区町村数>
①120,000円～	333(19.1%)
②110,000円～119,999円	368(21.1%)
③100,000円～109,999円	522(30.0%)
④90,000円～99,999円	241(13.8%)
⑤80,000円～89,999円	141(8.1%)
⑥～79,999円	40(2.3%)
⑦公費負担額が明示されていない(無制限、上限なし)	96(5.5%)

### 3. 妊婦の居住地以外の病院、診療所、助産所で妊婦健診を受診した場合の公費負担について

	<市区町村数>
[公費負担あり]	1,741(100.0%)
①受診した施設と契約	87(5.0%)
②償還払いで対応	783(45.0%)
③受診した施設と契約及び償還払いを併用して対応	888(51.0%)
④その他の方法で対応	171(9.8%)
※④については、①～③の方法を併用している場合を含む	
[公費負担なし]	0(0.0%)

### 4. 助産所で妊婦健診を受診した場合の公費負担の有無について

	<市区町村数>
[公費負担あり]	1,690(97.1%)
[公費負担なし]	51(2.9%)

※助産所での妊婦健診の実績が無い場合の市区町村を含む

## 5. 妊婦に対する受診券の交付方法について（詳細は別紙1のとおり）

＜市区町村数＞

[受診券方式]	1, 563 (89.8%)
[補助券方式等]	178 (10.2%)

※受診券方式とは、毎回の検査項目が示されている券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受けるもの

※補助券方式とは、補助額が記載された券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受けるもので、毎回の検査項目は医療機関の判断によるもの

## 6. 受診券方式で公費負担している1,563市区町村のうち、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」において行うものとしている検査項目に係る公費負担の状況（詳細は別紙1のとおり）

＜市区町村数＞

検査項目（推奨レベル（※1）A・B・記載なし（※2）） を全て実施	1, 349 (86.3%)
検査項目（推奨レベルA・B）を全て実施	1, 464 (93.7%)
検査項目（推奨レベルA）を全て実施	1, 563 (100.0%)

[令和2年4月時点]

受診券方式で公費負担している1,525市区町村のうち、

検査項目（推奨レベルA・B・記載なし）を全て実施	1, 236 (81.0%)
検査項目（推奨レベルA・B）を全て実施	1, 424 (93.4%)
検査項目（推奨レベルA）を全て実施	1, 525 (100.0%)

※1「推奨レベル」とは、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2020」（編集・監修：日本産科婦人科学会/日本産婦人科医会）における推奨レベルをいう

A：（実施すること等が）強く勧められる

B：（実施すること等が）勧められる

C：（実施すること等が）考慮される（考慮の対象となるが、必ずしも実施が勧められているわけではない）

※2「記載なし」とは、特定の時期における検査の実施については推奨レベルが記載されているが、当該検査項目の回数が複数にわたるため、当該検査項目全体としての推奨レベルが記載されていないもの。血糖検査、血算検査や超音波検査が該当する。

[検査項目別の市区町村における公費負担の実施状況]

検査項目		推奨レベル	市区町村数
①血液型等の検査		A	1, 563 (100.0%)
②B型肝炎抗原検査		A	1, 563 (100.0%)
③C型肝炎抗体検査		A	1, 563 (100.0%)
④HIV抗体検査		A	1, 563 (100.0%)
⑤梅毒血清反応検査		A	1, 563 (100.0%)
⑥風疹ウイルス抗体検査		A	1, 563 (100.0%)
⑦血糖検査(2回)		記載なし(※1)	1, 508 (96.5%)
時期	妊娠初期(1回)	—	1, 473 (94.2%)
	妊娠24~35週(1回)	—	1, 378 (88.2%)
	時期を定めていない	—	280 (17.9%)
⑧血算検査(3回)		記載なし(※2)	1, 492 (95.5%)
時期	妊娠初期(1回)	—	1, 482 (94.8%)
	妊娠24~35週(1回)	—	1, 416 (90.6%)
	妊娠36週~出産(1回)	—	1, 403 (89.8%)
	時期を定めていない	—	253 (16.2%)
⑨HTLV-1抗体検査		A	1, 563 (100.0%)
⑩子宮頸がん検診		B	1, 464 (93.7%)
⑪超音波検査(4回)		記載なし(※3)	1, 385 (88.6%)
時期	妊娠初期~23週(2回)	—	1, 298 (83.0%)
	妊娠24週~35週(1回)	—	1, 313 (84.0%)
	妊娠36週~出産(1回)	—	1, 257 (80.4%)
	時期を定めていない	—	411 (26.3%)
⑫性器クラミジア検査		B	1, 563 (100.0%)
⑬B群溶血性レンサ球菌検査		B	1, 563 (100.0%)

(参考) 国が定める検査項目以外の検査項目(例えばノンストレステスト等)の公費負担を実施 764 (48.9%)

[「産婦人科診療ガイドライン—産科編 2020」における推奨レベル]

※1 血糖・・・妊娠初期：随時血糖(推奨レベルB)

24~28週：随時血糖または50gGCT(推奨レベルB)

※2 血算・・・妊娠初期(推奨レベルA)、30週(推奨レベル記載なし)、

37 週（推奨レベル記載なし）

※3 超音波検査・・・妊娠確認・予定日決定：CRL:14～41mm の時期（推奨レベルB）

子宮頸管長：18～24 週頃（推奨レベルC）

胎児発育：20, 37 週頃（推奨レベル記載なし）、30 週頃までに（推奨レベルB）、

胎盤位置・羊水量：20 週頃（推奨レベル記載なし）、31 週末まで（推奨レベルC）

胎位：20 週頃（推奨レベル記載なし）、30 週頃（推奨レベル記載なし）、

37 週頃（推奨レベル記載なし）

## 妊婦健康診査の公費負担の状況について（令和4年4月1日現在）

都道府県名	市区町村数	受診券方式 の自治体数	推奨レベル A実施	推奨レベル A B実施	全て実施	全て実施 の割合	公費負担額（円） （平均）
北海道	179	177	177	177	175	98.9%	94,847※
青森県	40	32	32	32	32	100.0%	127,720※
岩手県	33	33	33	33	33	100.0%	112,909※
宮城県	35	35	35	35	35	100.0%	118,019
秋田県	25	25	25	25	25	100.0%	127,262※
山形県	35	35	35	35	35	100.0%	102,400
福島県	59	59	59	59	59	100.0%	137,575※
茨城県	44	44	44	44	38	86.4%	105,050※
栃木県	25	6	6	6	6	100.0%	92,080
群馬県	35	35	35	35	35	100.0%	97,696
埼玉県	63	63	63	63	63	100.0%	102,190
千葉県	54	54	54	54	42	77.8%	113,091
東京都	62	62	62	62	6	9.7%	86,739
神奈川県	33	0	0	0	0	—	74,993
新潟県	30	30	30	30	30	100.0%	118,963※
富山県	15	15	15	15	15	100.0%	111,830
石川県	19	19	19	19	19	100.0%	139,218※
福井県	17	15	15	15	15	100.0%	110,820
山梨県	27	27	27	27	27	100.0%	99,343
長野県	77	77	77	77	77	100.0%	127,027※
岐阜県	42	42	42	42	42	100.0%	130,629
静岡県	35	35	35	35	35	100.0%	100,610
愛知県	54	54	54	53	53	98.1%	111,498
三重県	29	29	29	29	29	100.0%	113,030

都道府県名	市区町村数	受診券方式 の自治体数	推奨レベル A実施	推奨レベル A B実施	全て実施	全て実施 の割合	公費負担額（円） （平均）
滋賀県	19	19	19	19	19	100.0%	108,061※
京都府	26	26	26	26	26	100.0%	91,930
大阪府	43	20	20	20	20	100.0%	119,703
兵庫県	41	7	7	7	7	100.0%	99,691※
奈良県	39	2	2	2	1	50.0%	102,115※
和歌山県	30	30	30	30	30	100.0%	94,817
鳥取県	19	19	19	19	0	0.0%	105,790
島根県	19	19	19	19	19	100.0%	109,101※
岡山県	27	27	27	27	27	100.0%	113,490
広島県	23	3	3	3	2	66.7%	106,269※
山口県	19	19	19	19	19	100.0%	117,084
徳島県	24	24	24	24	24	100.0%	132,868
香川県	17	17	17	17	17	100.0%	117,835
愛媛県	20	20	20	20	20	100.0%	91,810
高知県	34	34	34	34	34	100.0%	112,410
福岡県	60	60	60	0	0	0.0%	108,470
佐賀県	20	20	20	0	0	0.0%	101,630
長崎県	21	21	21	3	3	14.3%	100,000
熊本県	45	45	45	45	45	100.0%	103,420※
大分県	18	18	18	18	0	0.0%	97,956
宮崎県	26	26	26	26	26	100.0%	105,769※
鹿児島県	43	43	43	43	43	100.0%	103,262※
沖縄県	41	41	41	41	41	100.0%	99,602※
合計	1,741	1,563	1,563	1,464	1,349	86.3%	107,792※

注1「望ましい基準」の推奨レベル別公費負担実施自治体数については、受診券方式の自治体のうち、当該推奨レベルの検査項目への公費負担を実施している市区町村としている。

注2 公費負担額の平均は、都道府県内全市町村を対象に算出している。

※公費負担額が明示されていない市町村は除く

(別添2)

## ○妊婦健康診査の公費負担の状況について（令和2年4月1日現在）

### 1. 公費負担回数

全市区町村（1,741市区町村）で14回以上助成

[平成30年4月時点 全市区町村（1,741市区町村）で14回以上助成]

### 2. 妊婦1人当たりの公費負担額の状況（詳細は別紙2のとおり）

全国平均 106,211円

(注) 公費負担額が明示されていない81市区町村を除く1,660市区町村について集計。

[平成30年4月時点 105,734円（1,673市区町村）]

	<市区町村数>
① 120,000円～	280 (16.1%)
② 110,000円～119,999円	408 (23.4%)
③ 100,000円～109,999円	454 (26.1%)
④ 90,000円～99,999円	306 (17.6%)
⑤ 80,000円～89,999円	174 (10.0%)
⑥ ～79,999円	38 (2.1%)
⑦ 公費負担額が明示されていない（無制限、上限なし）	81 (4.7%)

### 3. 妊婦の居住地以外の病院、診療所、助産所で妊婦健診を受診した場合の公費負担について

	<市区町村数>
[公費負担あり]	1,741 (100.0%)
① 受診した施設と契約	27 (1.6%)
② 償還払いで対応	597 (34.3%)
③ 受診した施設と契約及び償還払いを併用して対応	1,081 (62.1%)
④ その他の方法で対応	48 (2.8%)
※④については、①～③の方法を併用している場合を含む	
[公費負担なし]	0 (0.0%)

### 4. 助産所で妊婦健診を受診した場合の公費負担の有無について

	<市区町村数>
[公費負担あり]	1,707 (98.0%)
[公費負担なし]	34 (2.0%)

※助産所での妊婦健診の実績が無い場合の市区町村を含む

## 5. 妊婦に対する受診券の交付方法について（詳細は別紙2のとおり）

＜市区町村数＞

[受診券方式]	1, 525 (87.6%)
[補助券方式等]	216 (12.4%)

※受診券方式とは、毎回の検査項目が示されている券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受けるもの

※補助券方式とは、補助額が記載された券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受けるもので、毎回の検査項目は医療機関の判断によるもの

## 6. 受診券方式で公費負担している1, 525市区町村のうち、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」において行うものとしている検査項目に係る公費負担の状況（詳細は別紙のとおり）

＜市区町村数＞

検査項目（推奨レベル（※1）A・B・記載なし（※2）） を全て実施	1, 236 (81.0%)
検査項目（推奨レベルA・B）を全て実施	1, 424 (93.4%)
検査項目（推奨レベルA）を全て実施	1, 525 (100.0%)

[平成30年4月時点]

受診券方式で公費負担している1, 476市区町村のうち、

検査項目（推奨レベルA・B・記載なし）を全て実施	1, 122 (76.0%)
検査項目（推奨レベルA・B）を全て実施	1, 351 (91.5%)
検査項目（推奨レベルA）を全て実施	1, 476 (100.0%)

※1「推奨レベル」とは、「産婦人科診療ガイドラインー産科編2020」（編集・監修：日本産科婦人科学会/日本産婦人科医会）における推奨レベルをいう

A：（実施すること等が）強く勧められる

B：（実施すること等が）勧められる

C：（実施すること等が）考慮される（考慮の対象となるが、必ずしも実施が勧められているわけではない）

※2「記載なし」とは、推奨されているが検査内容や回数が複数にわたるため、当該検査項目全体の推奨レベルが記載されていないもの。血糖検査、血算検査や超音波検査が該当する。

[検査項目別の市区町村における公費負担の実施状況]

検査項目		推奨レベル	市区町村数
①血液型等の検査		A	1, 525 (100.0%)
②B型肝炎抗原検査		A	1, 525 (100.0%)
③C型肝炎抗体検査		A	1, 525 (100.0%)
④HIV抗体検査		A	1, 525 (100.0%)
⑤梅毒血清反応検査		A	1, 525 (100.0%)
⑥風疹ウイルス抗体検査		A	1, 525 (100.0%)
⑦血糖検査(2回)		記載なし(※1)	1, 457 (95.5%)
時期	妊娠初期(1回)	—	1, 473 (96.6%)
	妊娠24～35週(1回)	—	1, 395 (91.5%)
	時期を定めていない	—	149 (9.8%)
⑧血算検査(3回)		記載なし(※2)	1, 471 (96.5%)
時期	妊娠初期(1回)	—	1, 480 (97.0%)
	妊娠24～35週(1回)	—	1, 430 (93.8%)
	妊娠36週～出産(1回)	—	1, 421 (93.2%)
	時期を定めていない	—	131 (8.6%)
⑨HTLV-1抗体検査		A	1, 525 (100.0%)
⑩子宮頸がん検診		B	1, 422 (93.2%)
⑪超音波検査(4回)		記載なし(※3)	1, 287 (84.4%)
時期	妊娠初期～23週(2回)	—	1, 245 (81.6%)
	妊娠24週～35週(1回)	—	1, 331 (87.3%)
	妊娠36週～出産(1回)	—	1, 275 (83.6%)
	時期を定めていない	—	269 (17.6%)
⑫性器クラミジア検査		B	1, 525 (100.0%)
⑬B群溶血性レンサ球菌検査		B	1, 525 (100.0%)

(参考) 国が定める検査項目以外の検査項目(例えばノンストレステスト等)の公費負担を実施 781 (51.2%)

[「産婦人科診療ガイドライン—産科編2020」における推奨レベル]

※1 血糖・・・妊娠初期：随時血糖(推奨レベルB)

24～28週：随時血糖または50gGCT(推奨レベルB)

※2 血算・・・妊娠初期(推奨レベルA)、30週(推奨レベル記載なし)、

37 週（推奨レベル記載なし）

※3 超音波検査・・・妊娠確認・予定日決定：CRL:14～41mm の時期（推奨レベルB）

子宮頸管長：18～24 週頃（推奨レベルC）

胎児発育：20, 37 週頃（推奨レベル記載なし）、30 週頃までに（推奨レベルB）、

胎盤位置・羊水量：20 週頃（推奨レベル記載なし）、31 週末まで（推奨レベルC）

胎位：20 週頃（推奨レベル記載なし）、30 週頃（推奨レベル記載なし）、

37 週頃（推奨レベル記載なし）

## 妊婦健康診査の公費負担の状況について（令和2年4月1日現在）

都道府県名	市区町村数	受診券方式の自治体数	推奨レベルA実施	推奨レベルAB実施	全て実施	全て実施の割合	公費負担額（円）（平均）
北海道	179	177	177	176	152	85.9%	95,472※
青森県	40	32	32	32	31	96.9%	113,177※
岩手県	33	33	33	33	33	100.0%	116,969※
宮城県	35	35	35	35	35	100.0%	118,019
秋田県	25	25	25	25	25	100.0%	122,926※
山形県	35	35	35	35	35	100.0%	102,400
福島県	59	59	59	59	0	0.0%	130,869※
茨城県	44	44	44	44	42	95.5%	102,516※
栃木県	25	0	0	0	0	—	95,000
群馬県	35	35	35	35	35	100.0%	98,730
埼玉県	63	63	63	63	63	100.0%	101,610
千葉県	54	54	54	54	47	87.0%	106,633※
東京都	62	62	62	62	5	8.1%	86,688
神奈川県	33	0	0	0	0	—	74,099
新潟県	30	30	30	30	30	100.0%	119,013※
富山県	15	15	15	15	15	100.0%	111,830
石川県	19	19	19	19	19	100.0%	139,107※
福井県	17	15	15	15	15	100.0%	110,300
山梨県	27	0	0	0	0	—	90,163
長野県	77	77	77	77	77	100.0%	127,339※
岐阜県	42	42	42	42	42	100.0%	129,499
静岡県	35	35	35	35	35	100.0%	99,020
愛知県	54	54	54	53	53	98.1%	109,944
三重県	29	29	29	29	29	100.0%	117,770

都道府県名	市区町村数	受診券方式の自治体数	推奨レベルA実施	推奨レベルAB実施	全て実施	全て実施の割合	公費負担額（円）（平均）
滋賀県	19	19	19	19	19	100.0%	107,350※
京都府	26	26	26	26	26	100.0%	91,490
大阪府	43	16	16	16	16	100.0%	118,103
兵庫県	41	7	7	7	7	100.0%	95,955※
奈良県	39	1	1	1	1	100.0%	99,569※
和歌山県	30	30	30	30	30	100.0%	92,523
鳥取県	19	19	19	19	0	0.0%	105,930
島根県	19	19	19	19	19	100.0%	110,046※
岡山県	27	27	27	27	27	100.0%	114,381
広島県	23	3	3	3	3	100.0%	102,581※
山口県	19	19	19	19	19	100.0%	116,999
徳島県	24	24	24	24	24	100.0%	132,818
香川県	17	17	17	17	17	100.0%	114,600
愛媛県	20	20	20	20	20	100.0%	91,160
高知県	34	34	34	34	34	100.0%	111,760
福岡県	60	60	60	1	0	0.0%	103,690
佐賀県	20	20	20	0	0	0.0%	101,620
長崎県	21	21	21	1	1	4.8%	100,338
熊本県	45	45	45	45	45	100.0%	103,285※
大分県	18	18	18	18	0	0.0%	90,202
宮崎県	26	26	26	26	26	100.0%	104,942※
鹿児島県	43	43	43	43	43	100.0%	102,961※
沖縄県	41	41	41	41	41	100.0%	100,014※
合計	1,741	1,525	1,525	1,424	1,236	81.0%	106,211※

注1「望ましい基準」の推奨レベル別公費負担実施自治体数については、受診券方式の自治体のうち、当該推奨レベルの検査項目への公費負担を実施している市区町村としている。

注2公費負担額の平均は、都道府県内全市町村を対象に算出している。

※公費負担額が明示されていない市町村は除く

## ( 参 考 )

### 妊婦に対する健康診査についての望ましい基準 (平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 226 号)

#### 第 1 妊婦健康診査の実施時期及び回数等

- 市町村は、次のイからハまでに掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる頻度で妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）を行い、妊婦一人につき、出産までに14回程度行うものとする。
  - 妊娠初期から妊娠23週まで おおむね 4 週間に 1 回
  - 妊娠24週から妊娠35週まで おおむね 2 週間に 1 回
  - 妊娠36週から出産まで おおむね 1 週間に 1 回
- 市町村は、妊婦一人につき14回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担するものとする。

#### 第 2 妊婦健康診査の内容等

- 市町村は、各回の妊婦健康診査においては、次に掲げる事項について実施するものとする。
  - 問診、診察等 妊娠週数に応じた問診、診察等により、健康状態を把握するものとする。
  - 検査 子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿（糖及び蛋白）、体重等の検査を行うものとする。なお、初回の妊婦健康診査においては、身長を検査を行うものとする。
  - 保健指導 妊娠中の食事や生活上の注意事項等について具体的な指導を行うとともに、妊婦の精神的な健康の保持に留意し、妊娠、出産及び育児に対する不安や悩みの解消が図られるようにするものとする。
- 市町村は、1に掲げるもののほか、必要に応じた医学的検査を妊娠期間中の適切な時期に実施するものとする。医学的検査については、次の表の左欄に掲げる検査の項目の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる妊娠週数及び回数を目安として行うものとする。

検査の項目	妊娠週数及び回数の目安
血液型等の検査（A B O血液型、R h血液型及び不規則抗体に係るもの）	妊娠初期に 1 回
B型肝炎抗原検査	
C型肝炎抗体検査	
H I V抗体検査	
梅毒血清反応検査	
風疹ウイルス抗体検査	
血糖検査	妊娠初期に 1 回及び妊娠24週から妊娠35週までの間に 1 回
血算検査	妊娠初期に 1 回、妊娠24週から妊娠35週までの間に 1 回及び妊娠36週から出産までの間に 1 回
H T L V - 1 抗体検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に 1 回
子宮頸がん検診（細胞診）	妊娠初期に 1 回
超音波検査	妊娠初期から妊娠23週までの間に 2 回、妊娠24週から妊娠35週までの間に 1 回及び妊娠36週から出産までの間に 1 回
性器クラミジア検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に 1 回
B群溶血性レンサ球菌（G B S）検査	妊娠33週から妊娠37週までの間に 1 回

#### 第 3 市町村の責務

- 市町村は、妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対する周知・広報に努めるものとする。
- 市町村は、里帰り先等において妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所と事前に契約を行う等の配慮をするよう努めるものとする。
- 市町村は、妊婦健康診査を実施する医療機関等と連携体制を構築し、養育支援を必要とする妊婦に対し、適切な支援を提供するよう努めるものとする。